## 令和7年度鹿児島市食品衛生監視指導計画(案)の概要

鹿児島市では、毎年、食品衛生法第24条第1項の規定に基づき、独自の監視指導計画(以下、「計画」という。)を定め、本市内において製造、加工、輸入、販売されている食品の検査、飲食店などの許可施設や保育園などの給食施設の衛生管理について監視を行っております。

令和7年度の本市計画案の概要は下記のとおりです。

記

- 1. 対象期間 令和7年4月1日~令和8年3月31日
- 2. 計画の概要
- (1) 計画の全体像

本計画は、平成16年度から厚生労働省が示した「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成15年厚生労働省告示)」を踏まえ、毎年度策定しております。

食品衛生法の改正に伴う、新たな営業許可制度及び営業届出制度について、引き続き周知を図るとともに、食品衛生に係る指導と助言を行います。さらに食肉の生食や加熱不足等による食中毒が全国的に発生していることから、食肉等の安全確保対策や昨今の食品衛生に関する事件、社会状況等を踏まえ、本年度も引き続き、食中毒の予防対策(ノロウイルス対策、手洗い教室の実施等)、市内で製造・販売等されている食品の検査等を実施します。

令和7年度計画の基本方針は以下のとおりです。

- ①監視指導体制及び関係機関との連携
- ②食品等事業者に対する監視指導の実施

年間の立入検査予定回数は次のとおり設定します。

区分	立入検査予定回	立入検査対象施設
Αランク	年2回以上	<ul><li>・前年度に法違反等行政処分を受けた施設</li><li>・原材料供給施設(と畜場、魚類市場、青果市場等)</li></ul>
Bランク	年1回以上	<ul><li>・大量調理施設(宿泊施設、弁当調製施設、レストラン等)</li><li>・広域流通製造施設(大規模製造施設等)</li><li>・大規模小売店(ストア、デパート等)</li></ul>
Cランク	2年に1回以上	• 集団給食施設(保育園、幼稚園、学校、社会福祉施設等)

- ③食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進
- ④行政、消費者及び食品等事業者によるリスクコミュニケーションの推進
- ⑤食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上
- (2) 前年度からの主な変更点
  - いわゆる健康食品による健康被害発生時の対応を追加